

## 魚沼地区障害福祉組合監査委員公印規程

平成26年12月25日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、魚沼地区障害福祉組合監査委員における公印の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

代表監査委員印

2 前項に掲げるもののほか、必要な公印を置くことができる。

(ひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の管理及び使用については、魚沼地区障害福祉組合公印規程(平成26年魚沼地区障害福祉組合訓令第7号)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは「代表監査委員」と、「園長」とあるのは「事務局書記」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

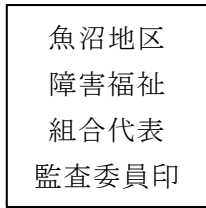
1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の魚沼地区障害福祉組合監査委員公印規程によって行った手続その他の行為は、この規程の規定によって行ったものとみなす。

別表(第3条関係)

第1 ひな形



第2 寸法 方21ミリメートル